

氷見市農業委員会 定例総会議事録

(令和3年度 3月度)

- 1 日 時 令和4年3月1日(火)
開会：午後3時00分
閉会：午後3時33分
- 2 場 所 氷見市役所C棟3階 301会議室
- 3 出席委員 15名
1番 山下 裕 2番 中葉 隆 3番 道淵 登
4番 上出 義美 5番 西塚 信司 6番 田中 昭一
7番 吉田 武嗣 8番 宮木 克幸 9番 小澤 幹夫
10番 田中 利男 11番 嵐 浩由 12番 扇谷 俊彦
13番 山下 茂昭 14番 岩上 茂 15番 松原 邦夫
- 4 欠席委員
- 5 議 題 第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定について
第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について
意見を付する件
第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更について
第4号議題 農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積(別段の
面積)について
- 6 職務のため出席した事務局等職員
4名
局 長 西島 秀元 主 任 西山 直樹 事務員 池田 幸代

市長部局から
農林畜産課長補佐 山下 弥奈江
- 7 総会の概要
(事務局) ただいまから、令和3年度3月度定例総会を開催いたします。
はじめに、会長から挨拶がございます。

(会長) 挨拶 (略)

これらの案件は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項に掲げる基本構想との整合性、農用地の効率的利用、常時従事者等の各要件を満たしていると考えます。よろしく願いいたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。なお異議又は質問のある委員は、挙手をお願いします。

（**委員） _____ページに設定期間20年とありますが理由とかありますか。

（事務局） 理由はわかりませんが、使用貸借権なので長い設置はあります。賃貸借権なら3年とか6年とかになります。今回の借受人は若い方でしたので民法上最長の20年までなら差し支えないと思われま。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第1号議題 農業経営基盤強化促進事業適格決定についてにつきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 次に、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件、5件につきましてご説明いたします。

番号1、地区は——です。

この案件は農地法第4条申請です。

申請人は、氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地の状況はストックでご確認いただきます。

（タブレットで位置、現況を確認）

申請面積は——㎡、転用目的が——です。

農地区分は第1種農地です。

番号2、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに田、現地の状況はストックでご確認いただきます。

（タブレットで位置、現況を確認）

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号3、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地の状況はストックでご確認いただきます。

（タブレットで位置、現況を確認）

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第3種農地です。

番号4、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地の状況はストックでご確認いただきます。

（タブレットで位置、現況を確認）

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。

農地区分は第2種農地です。

番号5、地区は——です。

譲受人は、氷見市**——番地（氏名**）、

譲渡人は、氷見市**——番地（氏名**）、

申請地は、氷見市**——番、申請書において地目は登記、現況ともに畑、現地の状況はストックでご確認いただきます。

（タブレットで位置、現況を確認）

申請面積は——m²、転用目的が——、権利は——です。
農地区分は第3種農地です。

番号1番と番号5番の案件は、すでに農地以外として利用しているため、違反転用に該当していますので、始末書の提出を受けております。

引き続き、許可基準について説明。

今回付された案件5件につきまして、原案のとおり進達してよろしいか、ご審議のほど、よろしくお願いたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

(**委員) 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件5件につきましては、隣接地との境界が確定されており、用排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、隣接農地のある番号3番、番号4番、番号5番は隣接農地耕作者からの承諾が得られております。

また、5件ともに「氷見市土地改良区」からの同意書が添付されており、番号3番、番号5番には「西条畑地かんがい土地改良区」からの同意書も添付されております。

以上、今回の案件5件は、違反転用の案件もありますが、原案のとおり許可相当であると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第2号議題 農地法第4条及び第5条の規定による許可申請について意見を付する件につきまして、原案のとおり、許可相当の意見を付して進達することとします。

□議長（会長） 次に、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） （趣旨説明の後、農林畜産課より説明）

第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更についてにつきまして、ご説明いたします。

番号1、地区は———です。

願出者は、氷見市**——番地（氏名**）

除外対象地は、氷見市**——番、——番、申請書において地目は、——番が登記、現況ともに田、——番が登記が田、現況が宅地、現地の状況はストックでご確認いただきます。

対象地の面積は———㎡です。

（タブレットで位置、現況を確認）

農用区域でしかできない理由として、譲受人は、現在瓦工事業を営んでいるが、在庫瓦の置場が足りなくなっており、早急に土地を取得する必要があったが、屋外での瓦の置場としての利用が中心となるため、防犯上の理由から自宅（事務所）から目の届く場所が望ましく、検討範囲内において取得可能な土地が願出地の他になかったからとなっております。

除外の基本的な要件として、必要性、規模の妥当性が認められること、周辺農地の営農、利用集積に支障がないこと、土地改良施設の機能に影響がないこと、土地改良事業の事業完了年度の翌年度から起算して8年が経過していることとなっております。

周辺農地の営農、利用集積への影響については位置図より、農地の真ん中などではなく、宅地など既存の除外地に接続していることをご確認いただければと思います。

では、今回付された案件1件につきまして、農業委員会として意見があるかについて、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

□議長（会長） 質問を受ける前に、先般*月**日に行われました**委員と該当地区推進委員、事務局員による現地調査につきまして、**委員から報告を受けます。

（**委員） 先般*月**日、わたしと地区推進委員及び事務局員で現地調査を実施しました、その結果について報告いたします。

今回の案件1件につきまして、隣接地との境界が確定されており、排水路、周辺農地への影響に問題がないことを確認しました。

また、「氷見市土地改良区」からの同意も得られております。

以上、今回の案件1件は、原案のとおり除外はやむを得ないものであると判断したことを、ご報告いたします。

□議長（会長） 事務局の説明と**委員の現地調査による報告を踏まえ、異議又は質問があればお願いします。

（**委員） 前は建物とか建っていたら現況宅地とか書いてあった時期があったと思いますが、必要ないのですか。

（事務局） 以前から記載はしていません。なお、宅地が建っていて違反転用の場合は、除外の後の転用の時に始末書を添付して経緯が説明できればよいと聞いています。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） なお、本件は第1号議題と同様に諮問案件でありますので、意見はいかがでしょうか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 意見が無いようですので、異議等がないと認め、第3号議題 氷見農業振興地域整備計画の変更につきまして、変更案のとおり承認し、「意見無し」と氷見市長に答申することとします。

□議長（会長） 次に、第4号議題『農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）について』につきまして、事務局の説明を求めます。

（事務局） 下限面積の設定等については、農業委員会が毎年、審議することになっております。

そこで、先般、農政振興委員会を開催し、協議していただきましたので、その結果について、委員長から報告をしていただきます。

（**委員長） 先般、2月1日に開催しました農政振興委員会での協議結果について、ご報告いたします。

農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）については、毎年、その設定または修正の必要性について審議することになっておりますので、当委員会にて検討いたしました。

その方法としましては、農地法施行規則第17条第1項と第2項の適用の有無について、農林業センサスや農地利用状況調査の結果などに基づいて判断するというものです。

ちなみに現在は、藪田地区が30アールとなっており、それ以外は別段面積を設けず50アールとなっております。

まず第1項につきましては、「設定した面積未満の経営面積農家が40%を下回ってはならない」となっておりまして、農林業センサス2020に基づく経営面積別経営体数によりますと、50a未満が4割未満となっているため面積は下げることができません。

次に第2項につきましては、「遊休農地が相当数あって、下限面積を下げることで新規就農を促進し、その結果解消につながる」となっておりまして、今年度実施した農地利用状況調査の結果、遊休農地率は0.9%と低く相当数あるとは言えない状況にあります。また、新規就農者は利用権設定をされますので、別段面積を設けても農地取得につながるとは考えにくく、すなわち、それが新規就農を促進し、遊休農地解消につながるとは言えないと判断いたしました。

よって、第1項、第2項に適用しないため、「現在の下限面積は変更しない」という意見で一致しましたことを、ここにご報告いたします。

(事務局) 今ほどの委員長報告にありましたとおり、農政振興委員会の結論は、「現在の下限面積は変更しない」であります。

最近に移住施策として南砺市のように空き家に付随する農地を取得する場合に限って、別段面積を設定された例はありますが、他市ではその他で設定はありません。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

□議長（会長） 事務局の説明が終わりましたので、異議又は質問があればお願いします。

(**委員) 空き家に農地が付いていて5反要件があるために買えないという例はありますか。

(事務局) 現在、農地バンクに登録の物件で農地付きのものはありません。それで昨年夏に空き家の担当課から、氷見市でもできるかどうか相談がありました。農地付き空き家の要望がどれだけあるか把握していないとのことでした。設定したものの実績がないでは困るので、移住相談者に農地付きの希望も聞き取りするなど、現状把握に努めていただいています。

□議長（会長） 他にありませんか。

……………発声なし……………

□議長（会長） 無いようでございますので、異議がないと認め、第4号議題『農地法第3条第2項第5号に規定する下限面積（別段の面積）について』につきまして、原案のとおり承認することとします。

□議長（会長） 以上で本日の案件は、全て終了しました。
これで、氷見市農業委員会3月度定例総会を終了します。

・その他連絡事項

氷見市農業委員会総会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年3月1日

議 長

署名委員

署名委員
